平成２８年（フ）第５１２号
静岡市清水区八坂東１丁目９番51号　マンション千葉102号、旧住所静岡市清水区宮代町６番26号
債務者　小笠原圭美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２１号
静岡市駿河区西脇739番地の５
債務者　吉田　徳行
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３２号
静岡県藤枝市五十海２丁目５番21号　リバーサイド大溝Ｂ一101号
債務者　福原　　広
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４１号
静岡県榛原郡吉田町川尻3138番地の51　ブリーズ吉田202、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻1428番地の73
債務者　天野　博人
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月19日午後３時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３３号
岡山市北区清輝本町４番26号ＧＢＣ清輝橋ビル607、旧住所岡山市北区岡町14番５号グランメリー岡町Ｉ302号
債務者　小田　祐介
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９２号
岡山市南区富浜町３番25号プレアール富浜407、旧住所岡山市中区倉田527番地３
債務者　片岡　忠文
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０１号
岡山市北区奥田西町14番24号パープルメゾン101
債務者　田中　知佳（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地491番地１　グランハイツ406
債務者　田邉　真美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１８１０号
横浜市瀬谷区本郷３丁目12番地15　第３コーポ守屋202、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ101
債務者　水野　　晃
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２８号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目19番40号
債務者　大塚ともみ
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１３５号
横浜市港南区大久保３丁目30番１号　フォレストマンション五月台407
債務者　橋本　　巧
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１３８号
横浜市港北区大倉山２丁目25番17号　ラピス大倉山５－202
債務者　工藤　　寛
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１３９号
横浜市戸塚区汲沢３丁目16番40号
債務者　折原　　潤
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８号
沖縄県沖縄市美原１丁目22番16号　ｉｏｒｉ清301号
債務者　國頭富士子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部